

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 16 (29. 5.30)	総 務	<p>日本国憲法第 9 条の改憲発言に係る意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>行政府の長である安倍晋三内閣総理大臣は、憲法記念日の 5 月 3 日、東京五輪が開催される 2020 年を、憲法を改正する年にしたいと述べた。</p> <p>そこでは、「自衛隊に対する国民の信頼は 9 割を超えているが、違憲とする議論が今なお存在している。(略)『違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべき」として、戦争放棄などを定めた憲法第 9 条の第 1 項及び第 2 項を維持した上で、自衛隊の存在を明記する文言を、第 3 項に加える旨の発言があった。</p> <p>本来、憲法尊重擁護義務（憲法第 99 条）を負う者が、立法記念日の 5 月 3 日、東京五輪が開催される 2020 年を、憲法を府の合意形成や国民的議論なきまま、時期を定めて改憲発言をすることについては問題があるのであるが、現行の憲法第 9 条を維持したまま第 3 項を加えるという改憲案についても、多くの問題がある。</p> <p>現行憲法では、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇・武力行使を禁じ、そのために戦力の不保持をうたい、自衛戦争を含め、一切の戦争を禁止しているとの見解が、学者の間の多数説となっている。そこで、自衛隊について、政府は、自衛のための最小限度の「実力」であるならば戦力に当たらないとして、今日まで活動している実態がある。</p> <p>憲法第 9 条は、第 1 項で国際紛争解決の手段としての戦争放棄を明言し、第 2 項でそのための陸海空軍その他の戦力不保持をいいながら、第 3 項で、たとえば「わが国の独立と平和を守り、国際社会の平和の維持に寄与するため、陸海空軍その他の戦力を保持し、自衛隊を保有する」などと書いたらどうなるか。これは矛盾に他ならない。</p> <p>安倍晋三内閣総理大臣の発言による憲法第 9 条の改憲案は、</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

現行憲法との間に矛盾抵触を生じさせるおそれがある。
憲法尊重擁護義務を負うべき内閣総理大臣による改正時期ありきの改憲発言は、自由民主党の党内議論やこれまでの国民的議論の積み上げを踏まえていない。本来、日本国憲法の改正は、その時の国内・国際情勢を踏まえ、国民的議論の成熟や、国会における各政党間の合意形成の上でなされるものである。
安倍晋三内閣総理大臣の「2020年改憲発言」に抗議・反対する旨の意見書を提出するよう求める。

▶**陳情趣旨**

憲法記念日の5月3日、行政府の長たる内閣総理大臣が、憲法を改正する旨の発言を行った。憲法尊重擁護義務を負う首相が、憲法審査会の議論を無視して、独自に憲法改正に係る提起をするのは、きわめて異例なことである。

日本国憲法の改正は、確かに憲法上にも規定があるが、それは本来、その時の国内・国際情勢を踏まえ、国民的議論の成熟がなされ、国会における各政党間の合意形成の上であるべきものである。

安倍晋三内閣総理大臣の発言は、憲法第9条第1項及び第2項の現行条文はそのままに、第3項に自衛隊の存在を書き込むものとされるが、現行憲法との間に矛盾抵触を生じさせる疑念がある。

安倍晋三内閣総理大臣の当該「2020年改憲発言」に抗議・反対する旨の意見書を提出すること。